

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間、58年7月から同年9月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで
② 昭和56年4月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から同年9月まで
④ 昭和61年4月から62年9月まで

私は、昭和55年7月に転居し、転居先の市で国民年金保険料を納付していたので、申立期間①の保険料が未納となっているのは納得できない。

申立期間②については、昭和59年3月から居住している区（住民票は、実家に移動）において、同居していた人がお金を出してくれたので、いつから保険料を滞納するようになったかは覚えていないが、過去の未納期間について遡って保険料を納付したので、申立期間②の保険料が未納となっているのは納得できない。

申立期間③については、昭和59年3月から居住している区（住民票は、実家に移動）において、実家から送られてきた納付書により自分の保険料と同居者の保険料を一緒に私が納付するとともに、自分の過去の未納期間の保険料も納付していたので、申立期間③の保険料が未納となっているのは納得できない。

申立期間④については、昭和61年3月頃に59年3月以降実家にあった住民票を実際に居住していた区に移し、区から送付されてきた納付書で、自分が同居者の保険料と一緒に納付していたので申立期間④の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が昭和55年7月に転居した市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間①直前の同年7月から同年9月までの国

民年金保険料及び申立期間①直後の 56 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付していることが確認できる上、申立期間①は 3 か月と短期間である。

- 2 申立期間③については、オンライン記録により、申立期間③直前の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料を 60 年 7 月 23 日に、申立期間③直後の 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を 60 年 11 月 29 日にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立期間③についても過年度納付書が交付されていたと推認できる上、申立期間③は 3 か月と短期間である。

また、申立人の母親は、実家に郵送されてきた納付書を申立人に送付していたことがあると説明しており、申立内容に不自然さはない。

- 3 申立期間④については、申立人は、昭和 61 年 3 月頃に住民票を実際に居住していた区に移動したと説明しているところ、戸籍の改製原附票により、59 年 3 月 21 日に実家に住民票を移動した後、61 年 3 月 25 日に実際に居住していたとする区に住民票を移動していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人が一緒に保険料を納付していたとする同居者は、申立期間④のうち 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間④のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、同居者も保険料が未納となっている。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 申立期間②については、申立人は、昭和 59 年 3 月以降に同居者にお金を出してもらい、未納となっていた申立期間②の保険料を遡って納付したと主張しているが、最も早い 59 年 3 月時点で、当該期間の一部の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、同居していた男性が申立人の未納になっている期間のうちどの期間についてお金を支払ってくれたかについての記憶が明らかでない上、当該男性から当時の状況を聴取することができないため、申立期間②当時の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から50年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和46年*月頃に、私と夫の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦が自分たちで金融機関の口座振替により国民年金保険料を納付するようになるまで、初めは両親の店に来ていた集金人に、その後は金融機関で私と夫の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる前月の48年*月まで保険料を完納している上、申立人の夫が現年度納付している59年1月から同年3月までの保険料について申立人は未納であったが61年4月18日に過年度納付していることから、納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間②の前後の期間は、長期間にわたり保険料が納付済みであり、当該期間は12か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、母親が昭和46年*月頃に申立人及びその夫の国民年金の加入手続をしてくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号(夫婦連番)は、その直近の任意加入者の加入時期から、50年7月頃に払い出されたと推認でき、同時点は第2回特例納付実施期間中であり、申立期間①の保険料は特例納付及び過年度納付することが可能であるが、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親からは事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間①当時の保険料の納

付状況は不明である。

また、申立人の母親が申立人と同様に保険料を納付してくれたとする申立人の夫についても、申立人同様、上記払出時点で現年度納付することが可能な昭和50年4月から納付を開始している。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和46年*月頃に申立人及びその夫に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月、同年 10 月及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に転入手続と一緒に区支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料として 5,000 円ぐらいを納付したと思う。

その後は、送付されてきた納付書で申立期間②の保険料も納付した。

納付書が届かなかったときは納付書の送付を依頼して納付しており、平成 9 年 8 月に転居する前に区支所で記録を確認してもらったところ、未納期間は無いと言われたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載から、申立期間に係る国民年金の再加入手続は申立人が昭和 53 年 10 月 20 日に転居した区において行われたと推認でき、上記台帳の当該区を管轄する社会保険事務所（当時）への移管日が 55 年 9 月 4 日となっていることから、上記再加入手続の時期は上記台帳移管日前であると考えられるところ、当該台帳移管時点でも申立期間①の国民年金保険料は過年度納付することが、申立期間②の保険料は現年度納付することがそれぞれ可能である上、申立期間①は 2 か月、申立期間②は 3 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立期間の保険料は納付されたと考えるのが自然である。

また、申立期間②直前の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの納付時期は、オンライン記録で確認できないものの、上記台帳移管時期（55 年 9 月）からみて、当該期間の保険料は過年度納付されたものと推測され、当該期間の納付と同時期に申立期間①の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年12月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に任意加入し、その後は、夫が会社を退職する都度、任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその夫は、当該期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、夫が会社を退職する都度、自身の国民年金について任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続きを行ったと述べており、昭和59年5月に作成された年度別納付状況リストによると、申立人は適切に種別変更手続きを行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、申立人のA社（平成8年11月1日にB社に名称変更）における資格喪失日は、7年2月6日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から12年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も含めて、平成15年10月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月31日。後に7年2月6日に訂正。以下「全喪日」という。）の後の平成7年2月6日付けで6年12月31日と記録されていたことが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に、全喪日より後の平成7年2月6日付けで6年12月31日に被保険者資格を喪失している者は26人おり、そのうち標準報酬月額が遡及して減額訂正された者は役員二人を含めて12人いることが確認できる。さらに、複数の従業員は、申立人は同社において現場代理人であり、社会保険関係の手続は事業主及びその妻が行っていた旨供述している。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、当該期間において同社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、当該資格喪失処理日である平成7年2月6日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年11月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

2 次に、申立期間のうち、平成7年2月6日から12年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、15年10月15日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年11月1日であり、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の従業員の一人名は、事業主から、社会保険事務所に保険料を支払えなくなり国民年金に加入してほしいと話を受けた旨回答しているところ、平成15年10月13日までB社に勤務していたと回答している他の従業員の一人名は、当時は、厚生年金保険料が控除されていなかった旨供述している。

さらに、B社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は既に破産していることが確認でき、事業主は所在不明のため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成9年6月から12年10月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成7年2月6日から12年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年7月29日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与よりも低く届けられているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年7月29日より後の同年8月4日付けで、遡って22万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人以外の従業員9人の標準報酬月額についても、申立人と同様に同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は見当たらない上、同社の事務担当者及び申立人の供述等から判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年12月から7年9月までは44万円、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初、平成6年12月から7年9月までは44万円、同年10月から8年2月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月21日より後の同年4月30日付けで、6年12月に遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において倉庫管理を担当していたとしているところ、同社の元経理担当者及び複数の従業員の証言により、申立人が従事していたのは倉庫管理業務であり、社会保険の事務手続に関与する立場にはなかったことが認められる。

また、事業主の妻で元取締役は、「社会保険事務所の職員から保険料を下げる方法があるとの説明を受けたと、事業主から聞いたことがある。」としている。

さらに、上記元経理担当者は、「平成8年3月頃に半年分ほどの保険料滞納があり、社会保険事務所の職員が来社し保険料の納付を促したが、会社は資金的にひっ迫していたため応じられなかった。その後、同年3月末をもって適用事業所から外された。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用

事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年12月から7年9月までは44万円、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月16日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月6日から同年8月6日まで
② 平成6年3月31日から同年4月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日より後の同年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額が4年5月又は同年10月に遡及して訂正されているとともに、申立人を含む同僚23人について、資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記訂正処理前の記録及びA社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立期間②において、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である平成6年4月16日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の記録

から、20万円とすることが妥当である。

申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元従業員は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の入社時期を記憶していなかった。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致しており、A社の元従業員10人の雇用保険の資格取得日についても、全て厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年6月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、4年6月から6年9月までは53万円、同年10月から7年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から12年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から12年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から12年6月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の一部に係る給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年6月から7年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、3年12月から5年11月までは53万円と記録されていたが、同年12月7日付けで、3年12月に遡って30万円に減額訂正された後、再度、同年12月から4年5月までについて、6年2月3日付けで、当初の標準報酬月額である53万円に訂正されているほか、同年1月から7年3月までは30万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、6年1月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様、平成5年12月7日付けで10人、7年4月27日付けで5人

の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の経理責任者は、平成7年頃から15年頃にかけて経営が苦しい時期があった旨供述していること及び役員の一人名は、当該経理責任者が社会保険事務所の職員から、報酬月額を低く届け出れば保険料が安くなると教わった旨話していたと供述していることを踏まえると、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役は、事業主印を管理していたのは経理責任者であったので、申立人は社会保険事務に関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年12月7日付け及び7年4月27日付けで行われた当該訂正処理は事実即したものと考えるが、申立人の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている4年6月から7年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年6月から6年9月までは53万円、同年10月から7年9月までは30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成7年10月から12年5月までの期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるものの、複数の従業員が、同社の社会保険事務の担当者は上記経理責任者であったと回答していることから、申立人は社会保険事務に関与していなかったことがうかがえる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び住民税の特別徴収税額の通知書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から12年5月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られなかったが、上記給与明細書及び住民税の特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月27日から同年6月1日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る職員台帳並びに複数の従業員及び申立人の業務に関する具体的な供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和30年6月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年6月まで

私は、昭和54年4月に入社した会社では、販売員は厚生年金保険に加入する取扱いをしていないとして国民年金に加入するよう指導を受け、国民年金に加入し、納付書により金融機関で定期的に国民年金保険料を納付していた。また、59年7月に厚生年金保険に加入する取扱いとなるまで、毎年、国民年金の担当課に電話して、住所、氏名及び生年月日を告げて、年間の保険料納付額を教えてください確定申告書に同額を記載していた。当時の確定申告書は無いが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和60年2月に払い出されていることが確認でき、同時点では、申立期間のうち57年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和54年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同年4月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、当時の担当部長から確定申告書の記載方法を教えてもらったことは記憶しているが、国民年金の加入手続き及び申立期間当時に納付していた保険料額についての記憶は明らかでない。

加えて、申立人は毎年、国民年金の担当課に電話して、住所、氏名及び生年月日を告げて、年間の保険料納付額を教えてください確定申告書に同額を記載していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市及び区の担当課は、被保険者から年間の保険料納付額について問合せがあった場合、申立期間当時どのような対応をし

ていたかは不明であると回答している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13337 (事案 9931、12278 及び 12846 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 48 年 10 月頃に郵送されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したとの申立てを行い、その後、カーキ色の国民年金手帳が送られてきたことを明確に思い出したと説明したが、記録の訂正は必要でないとの通知が届いた。

私が区に照会した結果、私の場合は住所・氏名・生年月日が違っていないので納付書が二重に発行されることはないとの回答を受け、「自分が納付書が二重に送付された記憶は無い。」と主張していることに間違いはないとの確証を得たので、通知文において、「二つの手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で保険料の納付書が発行されると考えられるところ、申立人は、保険料の納付書が重複して送付された記憶は無い。」と説明していることを理由として記録訂正は必要でないとしていることには納得できないので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和 51 年 9 月)において申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できないこと、ii) 申立人が国民年金に加入したとする時期(48 年 10 月頃)に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立人からの二回目の申立てについては、申立人は、新たに加入手続後にカーキ色の国民年金手帳が送られてきたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払

出簿の目視調査を行った結果、申立人が主張する昭和48年10月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、二つの手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で納付書が発行されると考えられるところ、申立人は重複して納付書が送付された記憶が無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立人からの3回目の申立については、申立人は、前回の通知において、同一区において「二つの国民年金手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で納付書が発行されると考えられるところ、申立人は保険料の納付書が重複して送付された記憶は無いと説明している。」ことをもって、当委員会の当初の決定を変更すべき事由とはならないとしていることに納得できないとしているが、当該区は、「番号重複に全く気付かずに二種類の手帳記号番号の納付書が郵送される可能性はある。」と回答している一方、「納付書発行前の確認作業時に同一人に二つの国民年金手帳記号番号で納付書が作成されていることが判明すれば、重複する番号の取消処理、年金手帳の回収等が行われる。」と回答しているところ、申立人に対して番号の取消処理、年金手帳の回収等が行われた事実は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成24年2月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 今回の4回目の申立てにおいて、申立人は、当該区から「住所・氏名・生年月日に違いのない申立人に対して納付書が二重に発行されることはない。」との回答を受け、自分が「納付書が二重に送付された記憶は無い。」と主張していたことに間違いはないので、「同一区において国民年金手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの番号で納付書が発行されると考えられるが、申立人は、納付書が二重に送付された記憶は無いと説明している。」として記録訂正は必要でないとしていることに納得できないとしているが、上記通知文の記載は、申立人がカーキ色の国民年金手帳が送られてきたことを明確に思い出したとの主張に基づき、同手帳に記載されている記号番号が払い出された後、申立人が現在所持するオレンジ色の年金手帳に記載されている記号番号が昭和51年9月に重複して払い出されたことを前提とした場合の記述であり、当該区も、番号重複に全く気付かない場合には二種類の手帳記号番号の納付書が郵送される可能性はありと回答している。その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月

私は、会社を退職したので、平成3年2月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をその場で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、オンラインシステムによる調査の結果、同年2月頃に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた区の手帳記号番号の払出票に記載されている申立人の手帳記号番号を含む番号群の払出年月日並びに申立人の手帳記号番号の前後の加入者の資格取得日及び国民年金保険料の納付年月日から、平成5年4月頃に払い出されたと推認でき、同時点では、申立期間のうち3年2月の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、区役所で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、上記払出時点で過年度納付となる平成3年3月の保険料は区役所で納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで
私は、母から、私が大学生の間、市役所で国民年金保険料の免除申請を行っていたと聞いており、申立期間前後の期間が免除となっているのに、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたとする母親は、免除勧奨の案内が届くたびに免除申請手続きを市役所で行っていたと説明しているところ、オンライン記録により、申立人が大学生であった申立期間前後の期間については申請免除となっていることが確認できる。

しかし、最初の申請免除は申立人が20歳になった平成9年*月及び同年*月の2か月間と短く、すぐに申立期間に係る免除申請手続きを行う必要があるところ、申立人の母親は申立人の免除申請手続きを2、3回行ったと思うと説明するのみで、手続きを行った時期に係る記憶は明らかでない上、申立人と同様に、母親が何回か免除申請を行ったとする申立人の次兄は、オンライン記録により、20歳になった7年*月から8年3月までの期間は申請免除となっているが、その後は大学を卒業するまで申請免除の記録となっていないことが確認できることから、母親が申立期間の保険料について免除申請手続きを行ったかは不明である。

また、申立人は、申立期間当時実家から大学に通っていたと説明しているところ、実家のある市の申立人に係る国民年金納付に係る電磁的記録により、申立期間前後の14か月間は申請免除期間、申立期間は未納期間であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間の保険料について免除申請を行い、免除承認を受けたことを示す関連資料は無く、申立期間について免除申請を行い、免除承認を受けた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 56 年 12 月まで

私は、自分で国民年金の加入手続をした記憶は無いが、20 歳になった昭和 48 年*月頃に国民年金手帳が送られてきたことを覚えているので、母が加入手続をしてくれたと思う。送られてきた納付書で私又は母が国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年*月頃に国民年金手帳が送られてきたので、母親が国民年金の加入手続をしてくれたのだと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿の払出年月日及び申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入時期から、59 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 48 年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の状況を聴取することが困難な上、申立人の保険料納付に関する記憶は明らかでないことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 58 年 8 月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を申立期間当時居住していた市の所轄社会保険事務所（当時）又は市役所で行い、同時に氏名変更の手続も行ったと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 10 月 14 日に任意加入被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立期間は婚姻後の任意加入適用期間の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、任意加入被保険者の資格取得の処理は、被保険者の申出に基づき処理されるものであることから、上記資格取得の申出は、申立人が行ったものと推認でき、申立人の主張と符合しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続に関する記憶が明確ではない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年7月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年7月まで
② 平成5年10月

私の母は、私が大学生のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年6月頃に払い出されているものの、申立人は、当該期間については、当該期間直後の同年8月及び同年9月の国民年金保険料を7年9月12日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間②については、当該期間直後の平成5年11月から6年3月までの期間の保険料を7年12月18日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、保険料の納付時期及び納付金額等に関して記憶が明確ではない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年12月までの期間及び56年7月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から49年12月まで
② 昭和56年7月から59年12月まで

私は、昭和47年3月頃に勤めていた会社から独立した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月頃に勤めていた会社から独立した後、申立期間当時居住していた区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該払出時点では当該期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は、上記区に住民登録をしていることが戸籍の附票で確認できるが（昭和62年1月29日に職権削除）、当該期間のうち、住み込みで働き住居を数週間単位で転居していた時期があったとし、どこに居住していたのかは記憶が無いとしているほか、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の合計は76か月に及んでおり、長期間にわたり上記区において申立人に係る保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考えにくい上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年6月まで

私は、会社を退職した直後に転居した居住地の区役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後は定期的に国民年金保険料を納付していた。また、昭和59年5月からは付加保険料も一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和58年3月頃に、居住地の区役所で国民年金の加入手続きを行い、しばらくしてから付加保険料の申出を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、退職から1年以上経過した59年6月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号欄には当該手帳記号番号が記載され、直前の同年5月に付加保険料の申出が行われていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和58年2月から59年3月までの期間は過年度保険料として遡って納付する必要があったが、申立人は、申立期間当時に保険料を遡って納付した記憶は無いとしているほか、申立人が加入手続き時に役所窓口で納付したとする保険料額は、申立人が主張する加入手続き時点で納付可能な期間の保険料合計額及び上記手帳記号番号払出時点で現年度納付可能な第1期分の保険料合計額のいずれの保険料額とも相違しており、保険料額に関して記憶が明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から60年6月まで
私は、昭和49年11月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、主に元夫が夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月頃に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人が唯一所持している国民年金の記録が記載されているオレンジ色の表紙の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の加入時期から60年9月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の大部分の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和49年頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間直後の昭和60年7月から同年10月までの保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、夫婦二人の保険料を納付していたとする元夫の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から62年9月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録により、申立期間直後の60年7月及び同年8月の保険料は、62年10月12日に過年度納付されていることが確認できることから、同時期に申立人の当該期間の保険料も過年度納付されたと考えられる上、同時点では、申立人の申立期間及びその元夫の60年6月以前の期間に係る保険料は時効により納付することができない。

加えて、主に夫婦の保険料を納付していたとする元夫から当時の状況を聴取することができない上、申立人はほとんど関与しておらず、納付についての記憶も明確

でないことから、当時の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月から61年3月まで
私は、会社を退職後の昭和59年11月頃に、区役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料は区役所及び金融機関で数か月分ずつ納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和58年4月25日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人から提出された年金手帳に、「58年4月25日」に国民年金被保険者資格を喪失した旨の「年金手帳(国民年金)記載更生通知書」が貼付されており、当該通知書は、年金手帳を持参せずに被保険者資格の得喪手続を行った被保険者に対して、後日、送付していたと区は回答している。

一方、申立人は、臨時職員になったことに伴い、昭和59年11月頃に区役所で国民年金の再加入手続を行い、その際に年金手帳を持参したと思うと説明しているが、申立人が唯一所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪に係る記載は無い上、被保険者資格取得に係る「年金手帳(国民年金)記載更生通知書」が送付されてきたか否かについての申立人の記憶は明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで
私は、20歳になり年金手帳が届き、その後に届いた学生納付特例制度の案内に従い、大学卒業までに二度の学生納付特例の申請を行った。申立期間が学生納付特例ではなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生納付特例の申請を二度行ったと述べているが、学生納付特例の申請手続時期及び申請した期間についての記憶が明確ではない。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市における国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人の欄には、申立期間の平成12年度に、「1（定額）」「1（納付書）」、申立期間後の13年度に、「6（免除）」「9（申免）」と記載されており、申立期間は学生納付特例期間となっておらず、当該収滞納一覧の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の学生納付特例を申請していたことを示す関連資料が無く、申立人が申立期間の学生納付特例を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年3月まで

私は、毎月自宅に来る区役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に支払をして、年金手帳に印鑑を押してもらっていた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとされているが、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月自宅に来る区役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に支払をして、年金手帳に印鑑を押してもらっていたと述べているが、申立人が申立期間当時に居住していた区では、昭和45年9月に印紙検認及び集金人による収納を廃止し、同年10月からは3か月単位での納付書を発行しており、申立人が述べている申立期間当時の納付方法と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年7月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続がなされたものと考えられ、当該時点において申立期間の保険料を納付するには、第2回特例納付及び過年度納付により一括納付や遡って納付することとなるが、申立人は、申立期間の保険料を一括納付や遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、現在、再交付してもらった年金手帳を所持しているが、申立人に対して、現在の年金手帳に記載された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和53年4月頃に区出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月頃に区出張所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成元年2月頃に払い出されており、この頃に加入手続を行ったものと考えられ、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号の両方が記載された年金手帳を所持しているが、申立人は、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、大学を卒業して、昭和60年4月から会社に勤務していた当時、区役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、出張所へ行き、その場で1か月分の保険料を納付し、その後は送付されてきた納付書を持って、毎月、出張所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和62年4月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続がなされたものと考えられ、当該手帳記号番号払出時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間の保険料を遡って納付した記憶も無いと述べている。

また、申立人は、保険料を毎月納付していたと述べているが、申立人が居住していた区において納付書の発行単位が3か月単位から1か月単位に変更されたのは、申立期間途中の昭和61年4月であり、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの期間は、保険料を毎月納付することはできない。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、昭和61年4月の年金制度改正により導入された「1号」及び「3号」の被保険者種別が印刷されていることから、当該手帳が発行されたのは同年4月以降であり、申立人は、当該手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと述べている。

加えて、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に

ついて、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
A社B工場（現在は、C社）に研究職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、人生観から職歴に空白が無いように有給休暇残日数の消化を視野に入れて昭和 61 年 11 月末日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における雇用保険の離職日は、昭和 61 年 11 月 15 日と記録されており、D社（人事、総務などを管理するC社の関係会社）が保管する申立人の人事記録からも、A社B工場における退職日は同日と記録されているため、申立期間の勤務が確認できない。

また、D社が保管する申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えによれば、同社での被保険者資格喪失日は、退職日の翌日の昭和 61 年 11 月 16 日と記載されていることに加えて、同社が加入していた健康保険組合における申立人の被保険者資格喪失日も同日であり、これは、申立人の厚生年金保険のオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が記憶している同期に入社したとする同僚二人、及びA社B工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同じ年度に入社している6人の従業員に申立人の申立期間における勤務等について照会したが、いずれの者も申立人の退職日までは記憶していないとしているため、申立期間の勤務等を確認することができない。

加えて、D社は、給与の締め日は毎月 15 日と回答しているところ、上記従業員一人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録では、申立人と時期は異なるものの、申立人と同様、給与の締め日の翌日である 16 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、D社では、申立期間当時のA社B工場における退職に伴う有給休暇取得状況については、当該記録が無いため不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
A社に昭和 49 年 3 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで勤務し、この間一度も会社を退職したこともなく、厚生年金保険料を払わなかったこともないが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和51年5月1日に被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め8人確認でき、このうち、申立人を除く4人の同僚についても申立人と同様、同社において再度被保険者資格を取得しており、被保険者期間の欠落が確認できる。

このことについて、A社で勤務していた同僚の一人は、被保険者期間が欠落しているのは、職人として勤務していた人だと思ふ旨供述しているところ、申立人及び複数の同僚の供述により、被保険者期間の欠落が確認できる4人の職種は、申立人と同職種であることから裏付けられる。

また、上記同僚の一人は、申立人の申立期間の加入記録が無いことについて、オイルショックの影響で会社の経営が苦しくなり、保険料を払うことも苦しくなったので、正社員から下請制の形を採るように変更し、厚生年金保険から国民年金へ切り替えてほしいとの話があった旨供述しているところ、被保険者期間が欠落している同僚のうちの一人は、この間、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

なお、上記同僚は、国民年金に切替え後の給料から厚生年金保険料は控除されていない旨供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から19年6月13日まで
事業主としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間に実際に支払われていた給与は毎月36万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成12年4月から13年7月までの期間は50万円、13年8月から19年5月までの申立期間については、13年8月の標準報酬月額の随時改定から15万円と記録されており、当該随時改定は同年8月6日に処理されていることが確認できる。

また、A社と取引のあった金融機関から提出のあった同社に係る取引推移一覧表に記録されている社会保険料支払（振込）金額と、同社の厚生年金保険加入者全員の標準報酬月額に基づく毎月の保険料合計金額を比較したところ、平成12年4月分から13年7月分までの16か月の社会保険料については、いずれの月も申立人の標準報酬月額は、50万円であったと推認できるものの、申立期間である13年8月分から19年5月分までの社会保険料については、申立人の標準報酬月額は、15万円であったと推認でき、いずれの期間もオンライン記録と一致している。

さらに、平成17年分及び18年分の市民税・県民税課税証明書から、申立人の収入金額及び社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる上、提出代行者として顧問社会保険労務士が作成し、事業所印、代表者印が押された平成17年及び18年の被保険者算定基礎届の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する15万円であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立人は法務局の履歴事項全部証明書により申立期間当時、A社の代表取締役であり、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 5 月まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはガラスの配送担当として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てているところ、同社の総務・経理担当及び同僚の回答から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、適用事業所検索システムによっても、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、上記総務・経理担当は、「社会保険に加入していなかった昭和 59 年 11 月より前の期間について、事業主を含めた家族従業員及び家族以外の従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、上記総務・経理担当は、「厚生年金保険に加入していなかった昭和 59 年 11 月より前の期間について、事業主を含めた家族従業員及び家族以外の従業員は、国民年金に加入していたと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立期間の全期間又は一部期間について、事業主を含めた家族従業員及び家族以外の従業員の国民年金の加入及び納付記録が確認できる。

加えて、A社は平成 14 年に適用事業所ではなくなっており、事業主を含めた家族従業員（上記総務・経理担当を除く。）は死亡している上、上記同僚は、厚生年金保険の加入は不明と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確

認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫は昭和35年3月に大学を卒業し、同年4月に同社に入社したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から独立した販売会社を統合したB社から提出された職員名簿によると、申立人の入社日は昭和37年2月1日、退職日は平成3年12月31日と記載され、申立期間の勤務は確認できない。

また、A社が加入していたC健康保険組合の記録では、昭和37年2月1日に加入と記録され、加入日は上記職員名簿における入社日と一致している。

さらに、雇用保険の記録では、申立人はB社において昭和37年2月15日から加入記録があり、申立期間の記録は確認できない。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿で、昭和35年4月1日から加入記録のある従業員24名に照会したところ、回答のあった21名のうち1名は申立人を記憶しているが、入社は一緒ではなかったと述べており、20名は申立人を記憶しておらず、そのうち2名から提出された同年4月の新卒の新入社員の集合写真に記載されている名前に、申立人の氏名は見当たらない。

また、上記被保険者名簿でA社に昭和37年2月1日から加入記録のある従業員11名に照会したところ、9名から回答があり、厚生年金保険加入記録と入社日が約1か月ずれているという1名を除き、8名は入社と厚生年金保険の加入記録は一致していると回答があった。

さらに、A社に昭和35年10月1日から厚生年金保険の加入記録があり、申立人同様、37年10月1日からD社（昭和41年からE社に商号変更）に厚生年金保険の加入記録のある従業員は、「申立人とは同じ営業所に勤務していたので知っているが、35年の新卒入社組でD社に配属になった者の中に申立人はいなかった。私は中途採用第一期で入社し、D社に配属になったが、その中に申立人はいなかった。」と述べている。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は昭和37年2月1日と記録されていることが確認でき、上記被保険者名簿及び上記払出簿に社会保険事務所（当時）の不合理な処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではフルパートタイマーとして勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した従業員から提出された社員・パート住所録に申立人の氏名が確認できること、及び複数の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記住所録には社員又はパートの区別は記載されておらず、また、当該住所録に記載されている女性従業員について、本社勤務の二人を除き、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無いことがオンライン記録から確認できる。

そこで、申立人と同様、上記住所録に記載があるものの厚生年金保険の被保険者記録が無い複数の女性従業員に照会したところ、回答のあった女性従業員は、「申立人と一緒に勤務した職場では、女性従業員は皆パートタイマーであった。自分は、入社時に会社から厚生年金保険の加入について説明は受けていない。」旨供述しているとともに、当該従業員及び申立人を含め、オンライン記録又は当該住所録において記録を特定できた者については、いずれも、申立期間において、国民年金の第3号被保険者に該当していることが確認できる。

また、上記住所録で本社勤務と記載され、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる女性従業員は、「自分は正社員であった。当時の女性従業員は、ほとんどがパートタイマーであった。」旨供述しているほか、複数の従業員は、「パートタイマーは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死

亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 59 年 2 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、同社の名刺を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった名刺に記載された会社名及び所在地並びにA社に係る商業・法人登記簿謄本に記載された会社名及び所在地が一致することから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録及び上記商業・法人登記簿謄本から、A社の元事業主及び申立人が同僚であったと記憶する取締役の所在を特定することができず、他の同僚についても、申立人は姓のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 5 日から 59 年 1 月 1 日まで
② 昭和 60 年 2 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に各事業所から支給されていた給与総支給額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の給与明細書等の資料は無いが、自身の記憶では、年金事務所の記録よりも高額な標準報酬月額であったはずであり、また、各申立期間について、職務内容は一般事務であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社の現在の事業主は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、また、申立期間②のB社は、平成 10 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は当該期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①について、A社が加入する厚生年金基金に申立人に係る標準給与について確認したところ、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額の記録と一致しており、同厚生年金基金の現在の担当者は、当時の届出様式は複写式であったとしている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立人が先輩従業員であったとする複数の元従業員、及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票から申立人の同社退職後に申立人の事務を引き継いだとされる元従業員について、資格取得時以降の標準報酬月額をそれぞれ調査したところ、いずれも申立人の主張する標準報酬月額よりも低額である上、

各事業所において申立人と同時期に被保険者資格を取得した複数の従業員の標準報酬月額について、申立人の標準報酬月額とほぼ一致することが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみがこれらの者と比較して低額であると認めることはできない。

その上、申立人は、申立期間①及び②の各事業所における給与明細書等を保有しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除額等について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。